

## 高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金交付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地への移住及び定住を促進し、人口の増加及び地域の住宅関連産業の活性化を図るため、分譲地の購入及び住宅の新築又は建売住宅の取得をする者に対し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）及びこの規程に定めるところにより予算の範囲内で交付をする助成金について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 住宅の建築に供する高島町フォーチュンタウン駅西の定住住宅分譲地をいう。
- (2) 定住 町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町の住民として居住することをいう。
- (3) 子育て世帯 高校生以下の子を養育する世帯又は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）若しくはその配偶者が妊娠中の世帯をいう。
- (4) 町内建築事業者 町内に事務所を有する建築事業者で、高島町に町民税を納付している法人又は個人事業者をいう。
- (5) 住宅 人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する住宅をいう。
- (6) 貸家等 賃貸契約に基づく民家の貸家、アパート、公営住宅等（勤務する事業所の社宅、社員寮等を除く。）をいう。
- (7) 購入 分譲地を購入することをいう。
- (8) 取得 分譲地を購入後、登記完了日から3年以内に住宅を新築すること又は建売住宅を購入することをいう。ただし、建売住宅は建築後2年以内の物で居住歴がないものに限る。
- (9) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。
- (10) Uターン移住者 申請者又はその世帯員のいずれかが過去町内に住所を有していた者をいう。

(1 1) 町外在住転入者 申請者又はその世帯員のいずれかが町外在住者で、これまで町内に住所を有したことがない者をいう。

(1 2) 町内貸家等居住者 申請者又はその世帯員のいずれかが町内の貸家等に居住している者をいう。

(1 3) その他町内在住者 前3号のいずれかにも該当しない者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、分譲地の購入及び住宅を取得して居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 分譲地に定住する意思があり、次のいずれかに該当する者

ア Uターン移住者

イ 町外在住転入者

ウ 町内貸家等居住者

エ その他町内在住者

(2) 子育て世帯であって現に同居し、又は同居しようとする者

(3) 住宅の取得において、町内建築事業者と工事請負契約又は取得契約を締結する者

(4) 仲介手数料を支払った者

2 申請者及び申請者と同じ住宅に居住する全ての者並びに町内建築事業者が町民税を滞納していないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内でこれを交付するものとする。

(1) 分譲地を購入した者で、次のいずれかに該当するもの。(2つ以上該当する場合は、いずれか高い額)

ア Uターン移住者 60万円

イ 町外在住転入者 50万円

ウ 町内貸家等居住者 40万円

エ その他町内在住者 30万円

(2) 分譲地を購入した者で、子育て世帯に該当する者 子ども1人当たり15万円(ただし、45万円を限度とする。)

(3) 町内建築事業者から住宅を取得した者 50万円

(4) 宅地建物取引業者に仲介手数料を支払った者 申請者が支払った額

2 助成金の交付(回数)は、同一の世帯に対して1回限りとする。ただし、前項第3号の規定についてはこの限りでない。

(交付申請)

第5条 申請者は、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員の記載されている住民票

(2) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員の納税証明書

(3) Uターン移住者にあつては過去に町内に住所を有していたこと、町外在住転入者にあつては町外に住所を有していること、町内貸家等居住者にあつては町内貸家等に居住していることを証する書類

(4) 分譲地の購入助成を申請する者については、分譲地の購入価格を示す契約書の写し

(5) 子育て世帯で妊娠中の世帯については、母子健康手帳の写し(出産予定日、母親の氏名が分かる部分に限る。)

(6) 町内建築事業者から住宅の新築又は建売住宅の取得をした者については、住宅の取得価格を示す見積書の写し

(7) 配置図及び平面図

(8) 仲介手数料の契約が確認できる書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請の期間は、分譲地の購入に係る契約を締結した日から3か月を経過する日までの期間又は住宅の取得に係る契約を締結した日から当該取得した住宅に入居後3か月を経過する日までの期間とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、申請内容を変更し、又は取下げをするときは、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金交付変更（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、高島町フォーチュンタウン駅西移住定住助成金交付変更（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、分譲地の購入及び住宅を取得し、かつ、入居したときは、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

- （1）分譲地の購入に要した費用に係る領収書の写し
- （2）住宅取得に要した費用に係る契約書の写し
- （3）建売住宅を取得した住宅の写真
- （4）仲介手数料の支払が確認できる書類の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

（助成金の確定）

第9条 町長は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、高島町フォーチュンタウン駅西分譲地移住定住助成金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）この規程及び助成金の交付の条件に違反したとき。
- （2）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対して助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。